

第1回いわき市下水道事業等経営審議会資料

【下水道事業等の概要について】

令和6年11月

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 経営企画課



目次

●下水道事業等の概要について

・ 経営審議会について	1 P ~ 3 P
・ 生活排水処理施設の種類について	4 P ~ 5 P
・ 汚水処理人口普及率について	6 P
・ 下水道事業について	7 P ~ 11 P
・ 地域汚水処理事業について	12 P ~ 13 P
・ 農業集落排水事業について	14 P ~ 15 P
・ 下水道事業等の現状と課題について	16 P
・ 総合生活排水対策方針について	17 P
・ 経営戦略について	18 P ~ 19 P

1 経営審議会について①

● 経営審議会の概要

審議会の設置目的

- ・ 下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業等」という。）は市民生活との結びつきが強く、その取組みには市民の意見を反映させることが重要
- ・ 企業会計移行に合わせ、下水道事業等の経営全般に渡る調査研究・審議等を行う経営審議会を設置し、市民協働による経営の仕組みづくりが必要



- ・ 平成28年4月、下水道事業等に地方公営企業法の財務規定等を適用し「企業会計」を導入
- ・ 市下水道事業等経営審議会条例を制定し、平成28年10月に第1次市下水道事業等経営審議会、平成31年3月に第2次経営審議会、令和3年11月に第3次経営審議会を設置

【経営審議会の概要（条例より抜粋）】 ※委員の任期（第4条）2年間

➤ 設置（第1条）

下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の効率的な経営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市下水道事業等経営審議会を置く。

➤ 所掌事務（第2条）

審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業等の経営に関し必要な事項を調査審議する。

➤ 組織（第3条）

委員は、次に掲げる者から、15人以内で構成する。

- ・ 学識経験を有する者
- ・ 下水道事業等に係る施設の利用者
- ・ その他市長が必要と認める者

2 経営審議会について②

●これまでの経営審議会

第1次経営審議会

（任期：平成28年10月12日～平成30年10月11日）

平成28年10月に設置し、平成30年9月の答申までに全11回の会議を開催

【主な審議内容】

- ・下水道使用料の改定（答申：平成31年4月から平均14.8%の増額改定）
- ・市下水道事業経営戦略の策定

第2次経営審議会

（任期：平成31年3月22日～令和3年3月21日）

平成31年3月に設置し、令和2年11月の答申までに全7回の会議を開催

【主な審議内容】

- ・市地域汚水処理事業経営戦略の策定
- ・市農業集落排水事業経営戦略の策定

第3次経営審議会

（任期：令和3年11月25日～令和5年11月24日）

令和3年11月に設置し、令和5年10月の答申までに全8回の会議を開催

【主な審議内容】

- ・下水道使用料の改定（答申：令和6年4月から平均23.23%の増額改定）
- ・市下水道事業経営戦略の改定

●第4次経営審議会の設置

第4次経営審議会

令和6年度から、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業に係る経営戦略（R3～R12）の中間見直しなどについて審議するため、新たに第4次経営審議会を設置する。

〈審議会スケジュール※予定〉

項 目	内 容
1 組織	学識経験者、下水道事業等の施設使用者等 15名以内で構成
2 委員の任期	2年間 (令和6年11月7日～令和8年11月6日)
3 主な審議内容	(1) 地域汚水処理事業の経営について (2) 農業集落排水事業の経営について

回数	開催月	主な審議
第1回	R6.11	諮問 下水道事業等の概要説明
第2回	R6.11	施設見学
第3回	R7.3	令和6年度決算見込み
第4回	R7.7	経営戦略中間見直し案の審議
第5回	R7.9	経営戦略中間見直し案の審議 答申（案）の審議
答申	R7.11	答申
第6回	R8.7	令和7年度決算の概要

4

生活排水処理施設の種類について①

●本市の生活排水処理施設の種類

<生活排水処理施設の種類>

下水道事業等経営審議会条例第1条に規定する「下水道事業等」

公共下水道

主に市街地の汚水と雨水を処理
(汚水の処理費用として、下水道使用料を徴収)

地域污水处理施設

民間事業者が開発した住宅団地の汚水を処理【施設は市に帰属】
(汚水の処理費用として、地域污水处理施設使用料を徴収)

農業集落排水
処理施設

農業用排水等の水質保全のため農村地域の汚水を処理
(汚水の処理費用として、農業集落排水処理施設使用料を徴収)

合併処理浄化槽

- ・上記以外の地域において、各家庭に設置して汚水を処理
- ・設置費用の補助制度あり

<その他の排水処理方式>

単独処理浄化槽

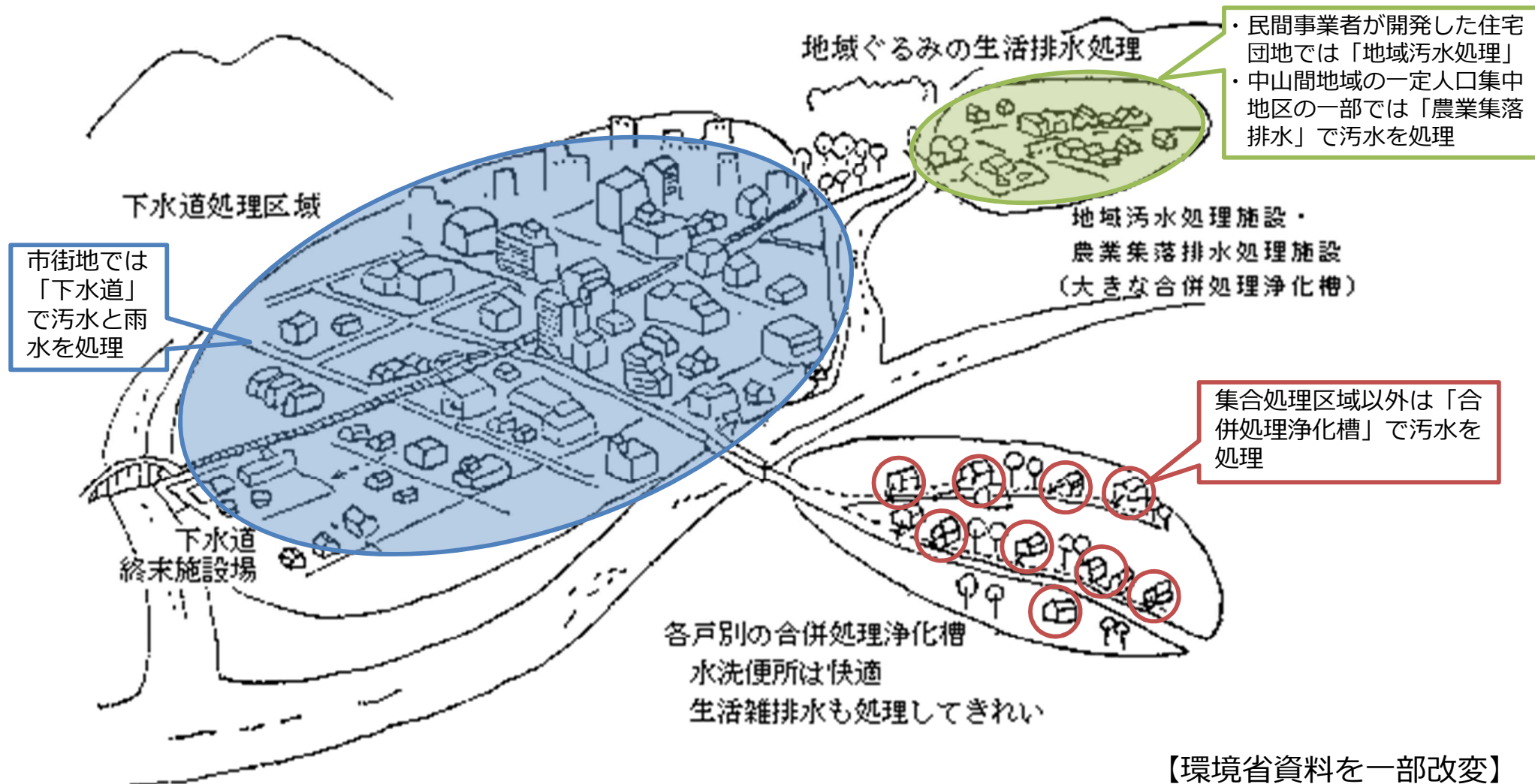
- ・トイレの汚水だけを処理する浄化槽
- ・台所や風呂などの排水は未処理のまま放流

くみ取り便槽

- ・し尿をくみ取る方式のトイレ
- ・台所や風呂などの排水は未処理のまま放流

生活排水処理施設と
しては【未整備】と
区分する

●生活排水処理施設の概念図



6

汚水処理人口普及率について

●本市の汚水処理人口普及率

1 汚水処理人口普及率とは

- ・汚水処理人口普及率は、汚水処理施設の整備状況を表す全国統一的な指標で、総人口に対する各汚水処理施設の処理区域内人口等の割合を表したものの。

※ 汚水処理人口普及率＝

各汚水処理施設の処理区域内人口等

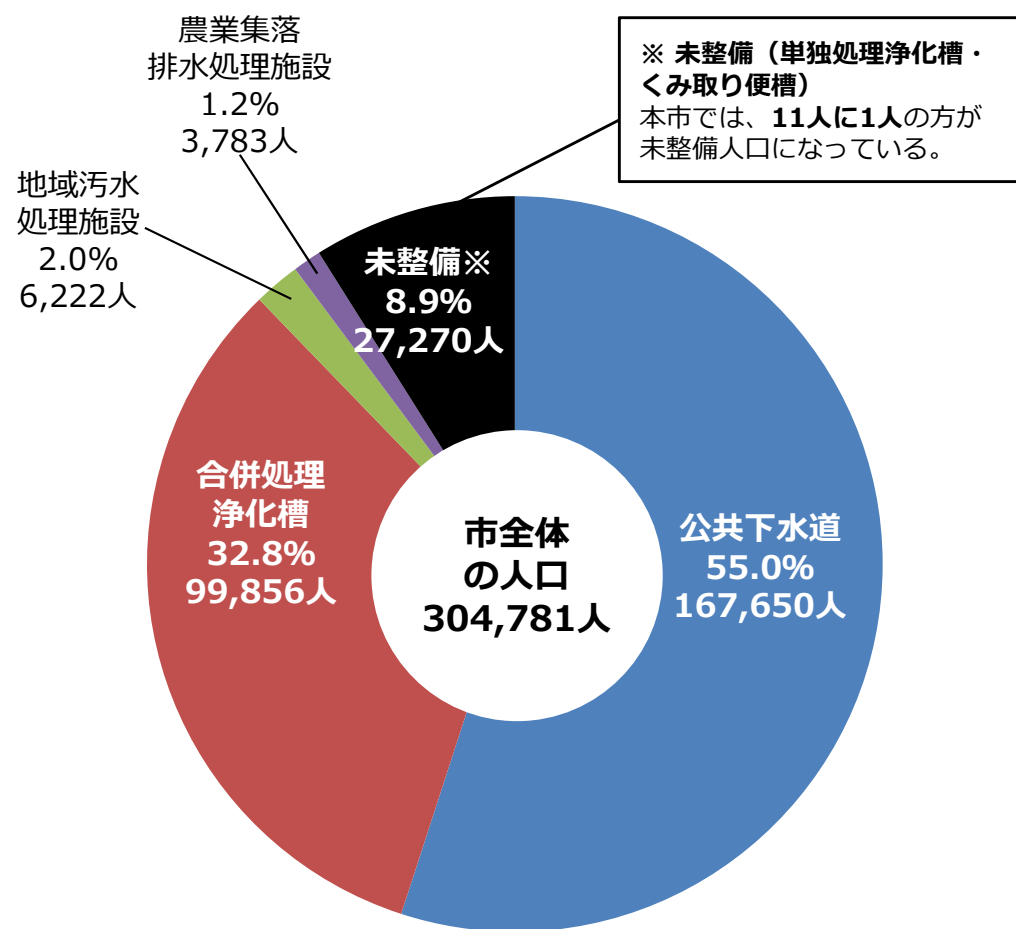
総人口（住民基本台帳人口）

2 本市の状況

- ・令和5年度末の汚水処理人口普及率は91.1%と年々上昇しているが、全国平均との比較では低い水準にあるため、今後も普及率向上に向けた取組みを推進していく必要がある。

➤参考：全国平均 93.3% 福島県平均 87.1%

<普及率の状況（令和5年度末）>



7 下水道事業について①

●公共下水道の整備状況

- ・本市の公共下水道事業は、合併前の旧平市が昭和33年に、旧磐城市（現小名浜地区）が昭和35年に事業認可を受けて整備を進めてきた。
- ・昭和41年の「いわき市」発足により、平・小名浜地区の公共下水道事業が「いわき市公共下水道事業」に一本化した。
- ・その後、市街地を中心に整備区域を拡大し、現在では、内郷・常磐・勿来・四倉の各地区を加えた4,851haを事業計画区域と定め、着実に整備を進めている。
- ・令和5年度末の整備状況は、処理区域面積4,276ha、処理区域人口167,650人、下水道普及率は55.0%となっている。

<公共下水道の計画・整備の状況>

区 分	事業計画	整備状況
	昭和33年度から 令和7年度まで	令和6年3月末現在
行政人口	312,000 人	304,781 人
処理面積	4,851 ha	4,276 ha
処理人口	178,800 人	167,650 人
処理場	3 箇所	3 箇所

※下水道普及率

行政人口に対する処理人口（下水道の供用開始区域内人口）の割合を表したもの。

8 下水道事業について②

●下水道事業の主な取り組み

下水道事業については、安定的な経営基盤の構築と戦略的な事業展開を図るため、平成31年3月に策定した市下水道事業経営戦略（令和6年3月改定）に基づき、**下水汚泥等利活用事業**や**中・東部処理区統廃合事業**など各種施策に取り組んでいる。

下水汚泥等利活用事業

- ・生活排水処理施設である衛生センター（し尿処理場）や浄化センター（下水処理場）について、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等に対応するため、これらの施設を統廃合して再編する。
- ・生活排水の処理に伴い発生する下水汚泥や浄化槽汚泥等について、現在の焼却処分に替わり、再生可能エネルギーとしての利活用を図るため、中部浄化センターに下水汚泥等利活用施設等を整備、運用するもの。（PFI手法を活用）

事業内容

【対象施設】 し尿受入施設の設計・建設（中部浄化センター、南部浄化センター）

汚泥処理施設の設計・建設及び維持管理・運営（中部浄化センター）

【事業期間】 設計・建設期間：令和2年12月～令和7年1月（予定）※令和6年度から供用開始予定

9 下水道事業について③

●下水道事業の主な取り組み

中・東部処理区統廃合事業

東部浄化センターの老朽化が著しいことから、東部処理区を中部処理区（中部浄化センター）に統合し、施設の更新や維持管理に係るコスト削減を図るもの。【令和5年度から供用開始】

事業内容

- ・中部浄化センターの処理能力の増強
- ・東部浄化センターと中部浄化センターを接続する管渠の整備

雨水対策

大雨時における浸水被害の軽減を図るため、雨水施設の整備等を推進するもの。

事業内容

- ・雨水施設（ポンプ場等）の整備や機能確保のための維持管理
- ・浸水（内水）ハザードマップの作成・公表
- ・雨水流出抑制施設（雨水貯留タンク、雨水浸透ます等）及び止水板の設置促進
※令和3年度より新たに止水板の設置についても補助制度に追加

止水板



10 下水道事業について④

●下水道使用料の概要

- ・使用料とは、家庭や事業所等の汚水を下水道に流す方から、汚水をきれいに処理するための費用（下水道管や浄化センターの維持費など）として負担していただくもの。
- ・使用料は、水道料金と一体的に賦課・徴収（2か月ごとに徴収）し、使用水量（水道と同量）に応じて負担していただいている。
- ・昭和45年1月に使用料を設定して以来、平成31年度まで9回にわたり改定。直近では、第3次経営審議会からの答申を踏まえ、市において使用料の改定を判断し、**令和6年4月から23.23%の増額改定**を実施した。

<下水道使用料金表（1か月分：消費税込）>

下水道使用料（税込10%）＝ 基本使用料 ＋ 10m³を超えた部分

20m³/月使用する家庭において、1か月809円の増

汚水の種類	基本使用料 （1月）	超過使用料（1月）	
		汚水量	1m ³ につき
一般汚水	10m ³ まで 2,065.8円	11m ³ ～ 20m ³	224.4円
		21m ³ ～ 30m ³	249.7円
		31m ³ ～ 50m ³	261.8円
		51m ³ ～ 100m ³	343.2円
		101m ³ ～ 200m ³	369.6円
		201m ³ ～ 500m ³	396.0円
公衆浴場汚水		501m ³ 以上	420.2円
		500m ³ まで	52.8円
		501m ³ から	37.4円

●計算例

下水道使用水量が**1か月で20m³**の場合

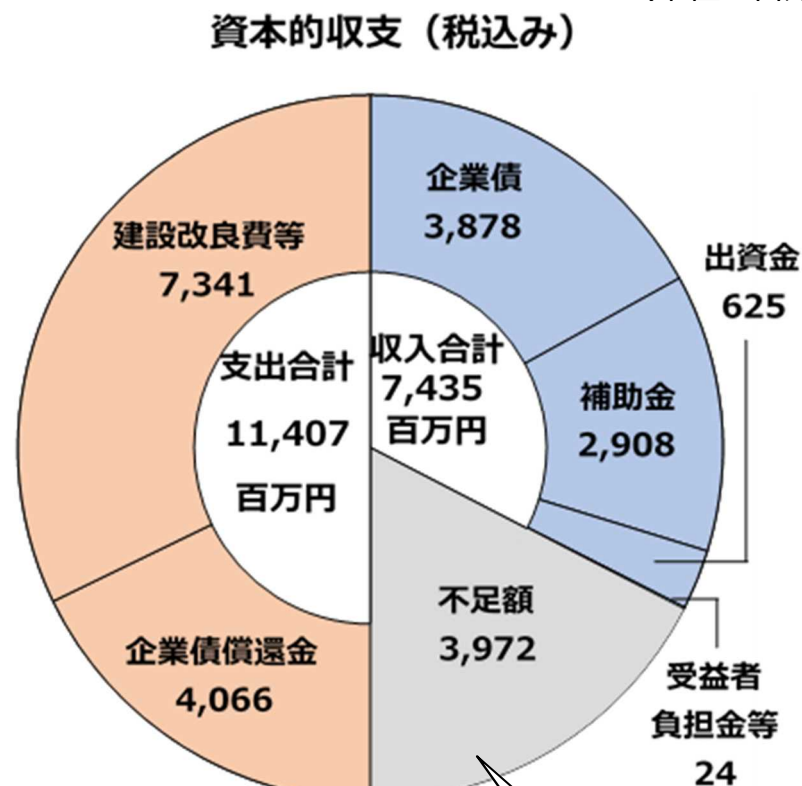
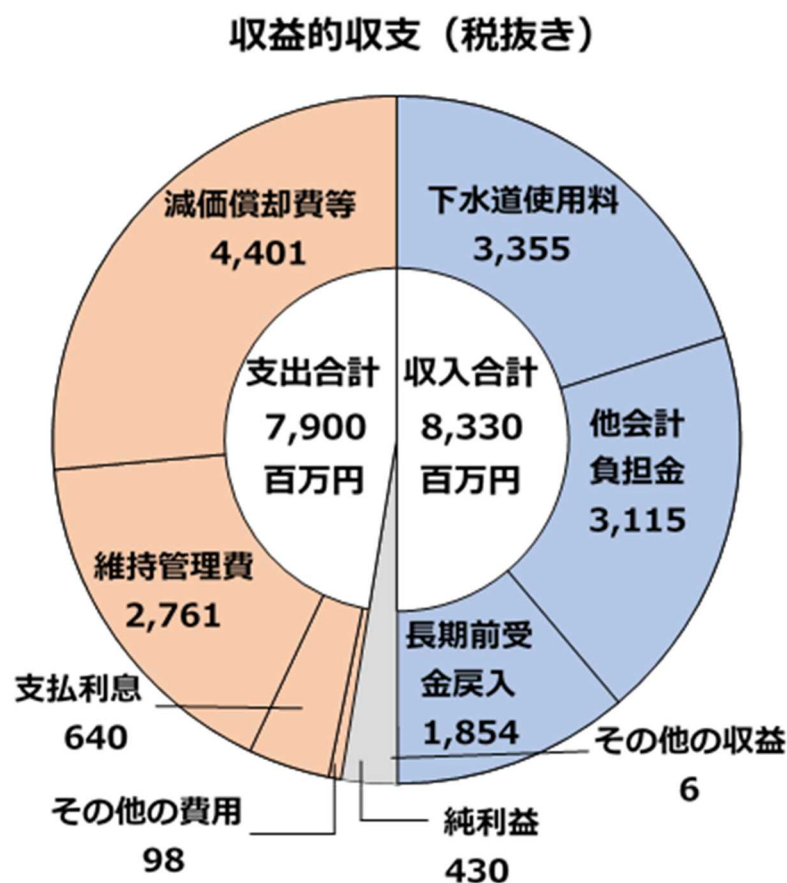
- ・ 0m³から10m³まで
基本使用料 ＝ 2,065.8円
- ・ 11m³から20m³まで
10m³ × 224.4円 ＝ 2,244.0円
- ・ 合計金額
＝ 4,309.8円

合計金額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるため、請求額は**4,309円**となります。

11 下水道事業について⑤

●令和5年度の決算状況

(単位：百万円)



資本的収支で収入が支出に対して不足する額については、収益的収支の「減価償却費等の非現金支出」などの留保資金で補てんしている。

- ・収益的収支の決算状況は、430百万円の黒字（純利益）となっている。
- ・企業債残高は573.4億円となり、前年度の575.3億円から1.9億円減少（▲0.3%）している。

●地域汚水処理施設の整備状況

地域汚水処理施設とは、民間の開発事業者（住宅団地造成者）が大規模住宅団地を開発した際に整備した生活排水処理施設を、本市が帰属を受けて維持管理しているもの。

＜各施設の整備状況について（令和5年度末）＞

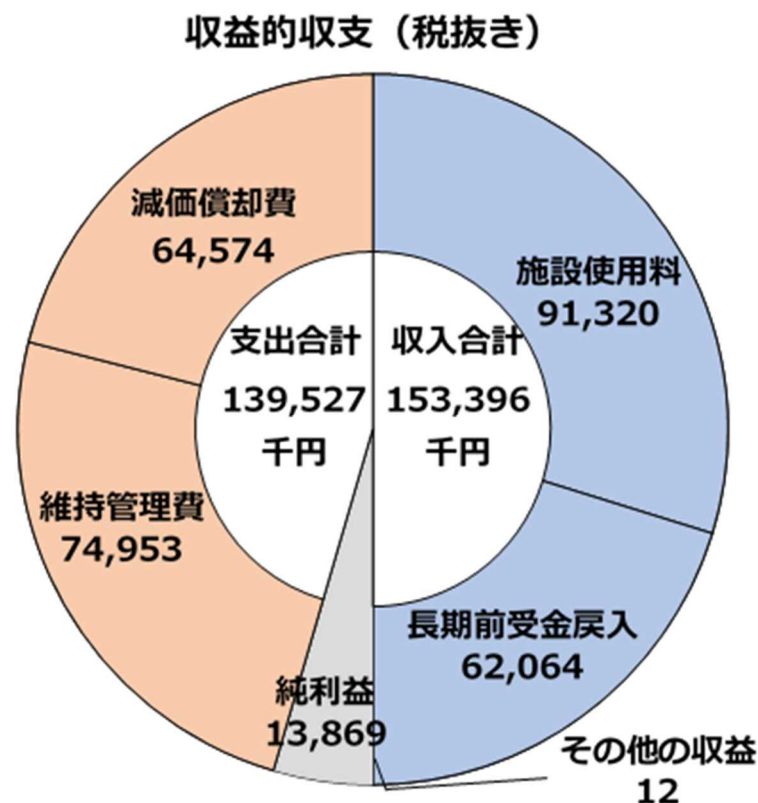
施設名		勿来白米	石 森	南 台	草木台	洋向台
所在地		勿来町白米林ノ中30-345	石森一丁目1-15	南台二丁目48	草木台二丁目23-13	洋向台五丁目27-40
敷地面積		1,362 m ²	1,524 m ²	3,576 m ²	6,841 m ²	3,297 m ²
供用年月		昭和53年12月	昭和61年3月	平成5年8月	平成2年10月	昭和58年9月
整備後経過年数		45 年	38 年	30 年	33 年	40 年
帰属年月		平成2年5月	平成9年4月	平成15年4月	平成15年4月	平成16年4月
実績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	906 人	1,294 人	1,236 人	1,073 人	1,713 人
	処理戸数	346 戸	560 戸	495 戸	633 戸	741 戸
放流先		蛭田川	夏井川	鮫川	藤原川	天神前川

＜施設使用料＞

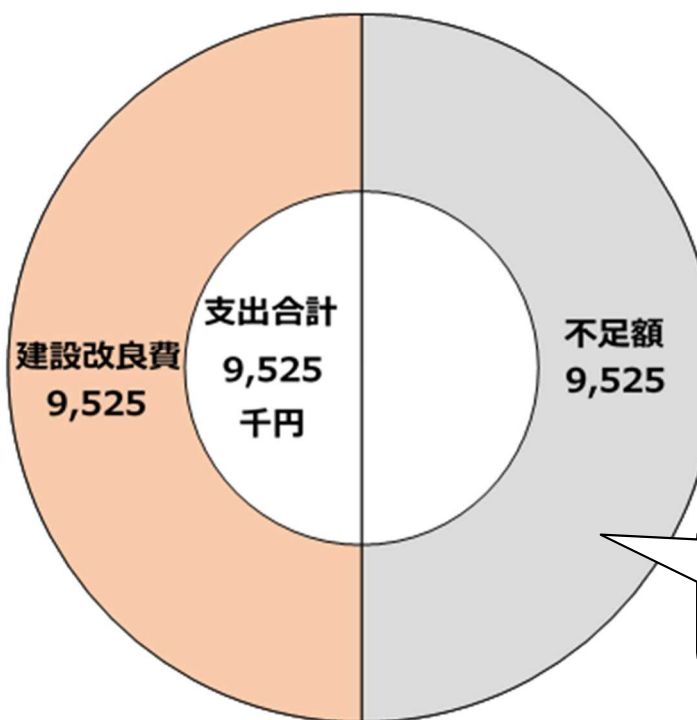
地域汚水処理施設使用料 月額（税込10%） = 1戸あたり2,970円

●令和5年度の決算状況

(単位：千円)



資本的収支（税込み）



収入が支出に対して不足する額については、繰越金などの自己資金で補てんしている。

- ・収益的収支の決算状況は、13,869千円の黒字（純利益）となっている。

● 農業集落排水処理施設の整備状況

農業集落排水処理施設とは、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質汚濁の防止を図り、あわせて公共用水域の水質保全を目的にした公共下水道のような汚水の集合処理施設。

＜各地区の整備状況について（令和5年度末）＞

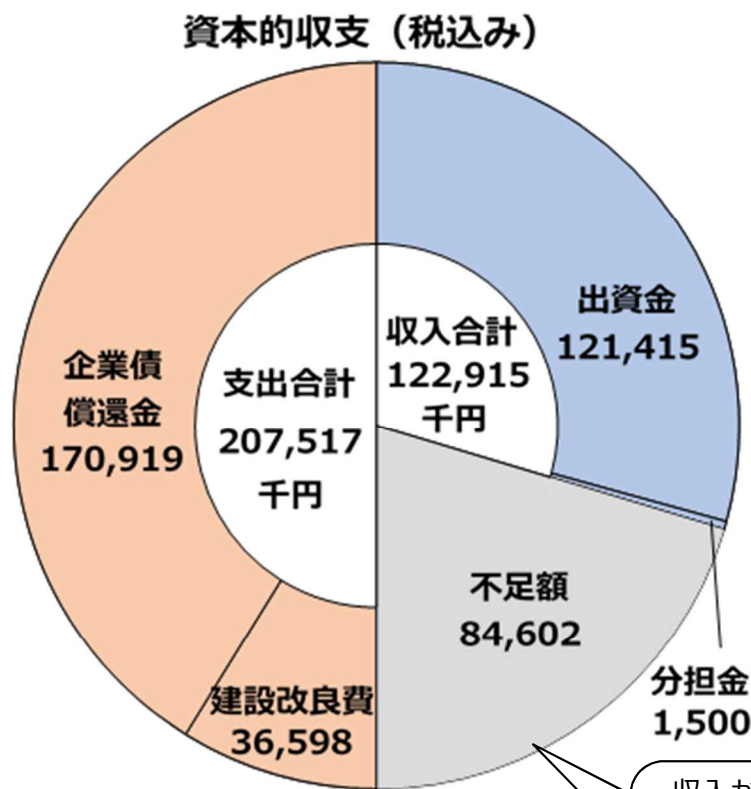
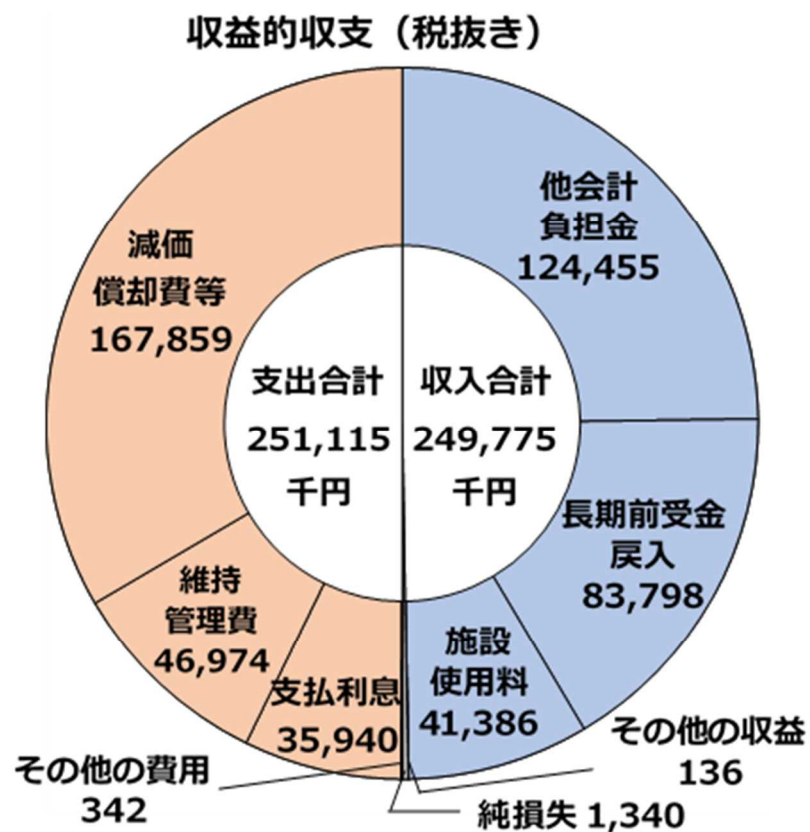
施設名	下小川	戸田	永井	三阪	渡辺	遠野
所在地	小川町下小川字小沢口150	四倉町戸田字古川218	三和町下永井字峰岸13	三和町下三坂字下ノ里52-1	渡辺町松小屋字榎株121	遠野町滝字中川原2-2
敷地面積	1,907 m ²	1,482 m ²	1,381 m ²	1,657 m ²	1,422 m ²	2,342 m ²
供用年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成19年4月	平成18年4月	平成27年4月
整備後経過年数	21 年	20 年	19 年	16 年	17 年	8 年
処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
処理人口	477 人	234 人	323 人	460 人	404 人	1,885 人
処理戸数	168 戸	69 戸	104 戸	181 戸	129 戸	647 戸
放流先	夏井川	仁井田川	小玉川	三坂川	釜戸川	深山口川

＜施設使用料＞

農業集落排水処理施設使用料 月額（税込10%）＝ 基本料金（2,170円）＋（人員×440円）

●令和5年度の決算状況

(単位：千円)



収入が支出に対して不足する額については、収益的収支の「減価償却費等の非現金支出」などの留保資金で補てんしている。

- ・収益的収支の決算状況は、1,340千円の赤字（純損失）となっている。
- ・企業債残高は19.2億円となり、前年度の20.9億円から1.7億円減少（▲8.1%）している。

● 現状と課題のまとめ

事業名	現状と課題
下水道事業	・国が示した「汚水処理施設の10年概成」の方針を踏まえ、現行の「下水道事業計画区域」の拡大は基本的に行わず、令和8年度を目途として着実に整備 ・老朽化に伴う更新需要の増大が懸念されるとともに、多額の企業債償還が必要（令和5年度末の市債残高 約573億円） ・人口減少等により下水道使用料収入が減少する見込み ・これまでの量的拡大を中心とした「整備」から、施設を適切に維持管理する「運営」へと方向を転換
地域汚水処理事業	・民間の開発事業者から5施設の帰属を受け、維持管理をしており、現在の経営状況は概ね健全 ・しかしながら、今後、人口減少等に伴う使用料収入の減や、5施設すべてにおいて供用開始後30年以上が経過しているなど、施設・設備の老朽化対策に要する費用が増大していくことから、将来的に経営環境の厳しさが増していくことが想定される ➤第4次審議会では、「地域汚水処理事業の経営について」を諮問
農業集落排水事業	・令和5年度決算における収益的収支は1,340千円の赤字であり、累積欠損金は42,114千円となっており、引き続き経営改善に向けた取り組みが必要 ・本事業は同意事業であるものの、令和5年度末の接続率は8割程度にとどまっており、使用料収入の増加には接続率の向上が大きな課題 ➤第4次審議会では、「農業集落排水事業の経営について」を諮問

●方針の概要

污水处理人口普及率の100%達成を目指し、公共下水道事業、地域污水处理事業、農業集落排水事業、浄化槽（合併処理浄化槽）の整備の方向性等について総合的な視点から取りまとめたもの。

○策定 令和3年3月

○期間 令和3年度～令和12年度

●全体的な今後の方針

1 污水处理人口普及率の100%達成を目指す

- ・下水道事業計画区域の未整備区域を着実に整備
- ・それ以外の区域は合併処理浄化槽の普及促進に取り組む

[数値目標] 污水处理人口普及率: 91.1% (R5実績値) ⇒ 95.6% (R12)

2 持続可能な事業経営

資産状況(老朽化等)や経営状況を的確に把握し、施設・設備の適切な維持管理や透明性の確保により、安定的で持続可能な事業経営を目指す。

3 情報の共有・問題意識の醸成

市・市民・関係者全てが、水環境の維持・改善を図るという共通認識を持ち、それぞれの立場で情報の共有と問題の意識の醸成に努める。

18 経営戦略について①

●経営戦略策定の背景について

- ・国（総務省）は、公営企業改革の取組として、下水道事業などを対象とした「地方公営企業法の適用」と、各公営企業における「経営戦略の策定」を要請
- ・本市においては、平成28年4月、下水道事業、地域汚水処理事業、農業集落排水事業の3事業について、地方公営企業法を一部適用し、企業会計へ移行
- ・経営戦略については、外部有識者からなる「いわき市下水道事業等経営審議会」を設置し、諮問・答申を踏まえ、平成30年度に下水道事業、令和2年度に地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の戦略を策定
- ・第3次経営審議会からの答申を踏まえ、令和5年度に下水道事業経営戦略を改定

●経営戦略の内容について

- ・投資・財政計画（収支計画）を基本としたものであること
 - ・計画期間は10年間以上を基本とすること
 - ・投資・財政計画において計画期間内に収支均衡を図る必要があること
 - ・収支均衡が図られない場合には、収支ギャップの解消に向けた取組みの方向性を示す必要があること
 - ・効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
 - ・進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)など、戦略の事後検証等に関する考え方が記載されていること
 - ・議会・住民への説明が必要であること
- ※国の「経営戦略策定ガイドライン」より

19 経営戦略について②

●経営戦略の概要について

1 下水道事業経営戦略

○策定

平成31年3月（令和6年3月中間見直し）

○計画期間

令和元年度～令和10年度（10年間）

○ポイント

- ・「くらしと未来を ささえつづける」を基本理念に掲げ、具体的な各種施策（取組み）を位置づけ

2 地域汚水処理事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略

○策定

令和3年3月

○計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

○ポイント

- ・「安定的で持続可能な事業経営」を実現するため、今後の事業の取組みの方向性などを示す